

感染等に伴う欠席・休暇の扱い

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針を記載しています。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、より柔軟な扱いを検討します。

1 学生の場合

「登校しない、出席停止」どちらも欠席の取扱いとしません。

本人の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員 【宮古】 事務局職員
新型コロナウイルス感染症と診断された場合	出席停止	「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」	必要	必要 Google フォームへ報告。報告完了画面を添付の上、メールで報告し、後日欠席届を提出。
発熱等の風邪症状があり、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症やその他の出席停止を要する感染症（季節性インフルエンザ等）診断されなかった場合	登校しない	発熱等の風邪症状がある場合は、登校はせず、解熱※し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで ※解熱剤を服用していないことを条件とする	必要	必要 Google フォームへ報告。報告完了画面を添付の上、メールで報告し、後日欠席届を提出。
同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合	登校しない	同居する家族等が「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」	必要	必要 Google フォームへ報告。報告完了画面を添付の上、メールで報告し、後日欠席届を提出。
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	登校しない	帰国後、抗原検査を行い、「陰性」が確認するまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	欠席の取扱いとしない	接種及び接種のための移動に要する時間	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	症状が軽快するまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する

※ 出席停止の根拠：学校保健安全法第19条